



交通安全協会だより



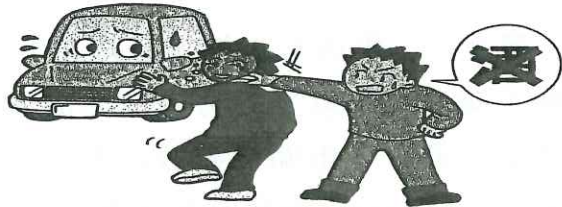
～めざせ安全で安心な車社会 北海道～
冬の交通安全運動 (11月13日～11月22日)

運動の重点

○歩行者優先意識の徹底や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

○スリップ事故防止と全席シートベルト着用の徹底

○飲酒運転の根絶



～令和6年度優良運転者表彰～

◎函館方面本部長・函館方面交通安全協会長連名表彰
 優良運転者

せたな町 渡邊 優一さん

◎函館交通安全協会長表彰

優良運転者無事故15年以上 せたな町 藤原 政樹さん

よくある質問

●自動車学校で高齢者講習を受講してきましたが、いつ警察署の窓口へ行き更新手続きをするとよいですか？

・誕生日の前後1ヶ月です。

(例19年5月3日生まれの方は、4月3日～6月3日)

※土・日・祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)除く

●警察署の窓口で更新できる時間帯は、何時ですか？

・午前9時～12時・午後1時～4時30分

(北海道収入証紙の販売時間も、上記の時間と同じです)

～思いやる 心ひとつで 事故はゼロ～
 せたな地区交通安全協会連合会・84-6110 (せたな警察署内)

『優良運転被表彰候補者は申告を』

せたな地区交通安全協会連合会

～無事故15年で、かつ無違反5年以上の優良運転者表彰候補者の自己申告について～

1. 表彰する団体は、社団法人 函館方面交通安全協会です。
 2. 表彰を受ける資格を有する方
 - ・第1に、せたな地区交通安全協会連合会へ加入している会員の方です。
 - ・第2に、令和6年12月31日までに、函館方面交通安全協会と北海道交通安全協会から優良運転者として表彰を受けたことのない方です。
 - ・第3に、平成21年12月31日以前に免許証を取得され、運転経験が満15年以上の方と、平成22年1月1日～令和6年12月31日までの15年間無事故の方で（無事故15年以上の方も有資格者です）なおかつ、令和2年1月1日～令和6年12月31日までの満5年間無違反の方（無違反5年以上の方も有資格者です）
第3の無事故・無違反の2つの資格がそろった方が候補者として申告ができます。
 3. 申告先は、せたな地区交通安全協会連合会へ、電話又は、安全協会窓口（せたな警察署内）へ免許証と印鑑を持参のうえ令和7年1月10日までに来署願います。（土・日・祝日、12月28日～1月5日は除く。）
 4. 電話での申告者には、後日必要書類をお送りしますので、記載、押印の上返却していただきます。
- ◎ 15年表彰を授与された後、無事故無違反20年表彰・30年表彰に、該当と思われる方で表彰を希望される方は、下記まで申告をして下さい。又、申告に関してご不明な点がありましたら下記へご連絡願います。

せたな地区交通安全協会連合会

TEL (0137) 84-6110 (せたな警察署内)